

「広島県高校生等奨学給付金」制度のご案内（重要）

「広島県高校生等奨学給付金」とは？

広島県高校生等奨学給付金は、高校生等の保護者等を対象にした、授業料以外の教育費の負担軽減のための返還の必要のない給付金です。受給するには申請が必要ですので、案内に従って申請書類を提出してください。

1 給付対象者

受給するには次の要件をすべて満たす必要があります。

- ▶ 生活保護（生業扶助）受給世帯又は保護者等全員の住民税所得割が非課税相当の世帯（※ 新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した世帯を含む）
- ▶ 生徒の保護者等が広島県内に在住している
- ▶ 生徒が高等学校等就学支援金（又は学び直し支援金）の受給資格を有する
- ▶ 生徒が国公立高等学校等に在学している

2 給付額

世帯区分	区分	給付金の額 〈全日制・定時制※1〉	給付金の額 〈通信制※1〉	給付金の額 〈専攻科〉
生活保護（生業扶助） 受給世帯	—	年額 32,300円	年額 32,300円	
保護者等全員の 住民税所得割額が 非課税相当である世帯 (家計急変を含む※2)	1人目	年額 110,100円	年額 48,500円	年額 48,500円
	2人目以降 (※3)	年額 141,700円		

※1 フレキシブル課程の平日登校コースは定時制に、通信教育コースは通信制に含まれます。

※2 家計急変により申請する場合で、当該家計急変が7月2日以降に生じた場合は、家計急変が生じた日の翌月以降の月数に応じた金額となります。

※3 対象となる高校生等の他に15歳以上（中学生を除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合

3 奨学給付金の申請方法

- ① 生徒が在学する学校で申請書類を受け取り、
- ② 下記の提出期限までに申請書と必要書類を併せて学校へ提出してください。

ただし、新入生の保護者等で本年4月に前倒し給付の申請を行い、その支給を受けられた場合には新たに申請書を提出する必要はありません。

提出期限：令和3年7月30日（金）

※ 提出期限を過ぎた場合、奨学給付金を受給することができない場合がありますのでご注意ください。
家計急変が7月以降に生じた場合は、上記の提出期限にかかわらず速やかに申請してください。



新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した世帯においても、「広島県高校生等奨学給付金」を受給できるようになりました。詳しくは裏面をご覧ください。

◎ 新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変した方

生活保護（生業扶助）受給者又は住民税所得割が非課税でない世帯でも、家計の急変により向こう1年間の収入見込みが次の基準を満たす場合には、奨学給付金を受給することができます。

－ 家計急変の基準 －

世帯人数	向こう1年間の収入見込み
2人世帯	2,044,000 円未満
3人世帯	2,216,000 円未満
4人世帯	2,716,000 円未満
5人世帯	3,216,000 円未満
6人世帯	3,704,000 円未満

- ・ 家計急変が7月1日までに生じた場合には給付額（表面記載）の全額が、7月2日以降に生じた場合には家計急変のあった日の翌月以降の月数に応じた金額が給付されます。
- ・ ただし、申請期限内に申請されない場合は、給付を受けられない場合があります。

- ◆ 申請書類はホームページからダウンロードすることもできます。
（広島県教育委員会ホームページ「ホットライン教育ひろしま」）

広島県教育委員会 奨学給付金

検索 



<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/06senior-2nd-syougakukyuuufukin.html>

－ お問合せ先 －



広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部
教育支援推進課 就学支援係

☎ 082-222-3015 受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）

✉ kyouishinkou@pref.hiroshima.jp

その他のお知らせ

高等学校等に在学する生徒を対象とした無利子の貸付制度もあります。

広島県高等学校等奨学金（緊急募集）

○新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の生徒を対象に

- ・ 月額 18,000 円（自宅通学者）又は 23,000 円（自宅外通学者）を貸し付けます。
- ・ 貸付期間が満了する月の翌月から起算して6か月を経過したのち返還していただきます。

○貸付条件等、制度の詳細については

広島県 奨学金 コロナ

検索 



お問合せ先 教育支援推進課 企画調整係

☎ 082-513-4996 受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）